

# 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 指導歯科衛生士制度規則

## 第1章 総 則

第1条 この制度は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会定款第3条(目的)を遂行する為に、歯周病の予防と治療の為に専門的知識と技術を有する臨床歯科衛生士を育成し、地域医療に貢献することを目指す制度である。

2 指導歯科衛生士は歯科衛生士および認定歯科衛生士の教育、指導、育成を行う。

第2条 前条の事項達成のために特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会(以下「本会」という)は特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士を認定登録するとともに本制度に必要な事業を行う。

## 第2章 申請者の資格

第3条 指導歯科衛生士の審査を受けようとする者は原則として次に挙げる要件を備えていなければならない。

- (1) 本会認定歯科衛生士。
- (2) 通算8年以上歯周治療に携わった者およびこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (3) 認定歯科衛生士認定後継続して5年以上の学会会員である者。
- (4) 年次大会・支部教育研修会への参加が3年間で3回以上である者。
- (5) 本会指導医もしくは本会会員の歯周病専門医による推薦書。
- (6) 教育研修単位が50単位以上ある者(附表1)。

## 第3章 申請の方法

第4条 申請は、次の各号に定める指導歯科衛生士申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導歯科衛生士認定申請書(様式1)
- (2) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士資格審査表(様式2)
- (3) 履歴書(様式3)
- (4) 本会指導医または本会会員の日本歯周病学会歯周病専門医1名の推薦書(様式4)
- (5) 指導歯科衛生士申請患者一覧表(様式5)と治療に関する資料(様式6、様式7)
- (6) 指導歯科衛生士認定申請料(郵便振替払込金受領書のコピー)

## 第4章 指導歯科衛生士の認定・認定及び登録

第5条 指導歯科衛生士の認定を受ける者は別に定める施行細則に従って受験する。

第6条 指導歯科衛生士試験に合格した者は認定審議委員会の審査と理事会の承認を経て、指導歯科衛生士として本会から認定登録する。

第7条 前条により指導歯科衛生士と認定された者は、指導歯科衛生士登録料を学会へ納付しなければならない。

第8条 前項により納付した者を学会は指導歯科衛生士として登録し、指導歯科衛生士認定証を交付する。

## 第5章 指導歯科衛生士生涯研修

第9条 指導歯科衛生士は本会の主催する生涯研修に努め、以下を認定審議委員会へ提出しなければならない。

- (1) 指導歯科衛生士更新申請書(様式8)
- (2) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士研修記録簿(様式9)

## 第6章 指導歯科衛生士の更新及び資格喪失

第10条 指導歯科衛生士の資格は、取得後5年毎に更新の手続きを必要とし、更新のない者はその資格を喪失する。ただし指導歯科衛生士の更新をすれば認定歯科衛生士も更新されたものとする。

第11条 指導歯科衛生士更新は施行細則により行う。

第12条 指導歯科衛生士は、以下の事項に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 資格が更新されなかったとき
- (3) その他、理事会で指導歯科衛生士として不相当と認めるとき

## 第7章 規則の変更

第13条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会で承認を得なければならない。

## 第8章 補 則

第14条 指導歯科衛生士認定申請料・指導歯科衛生士登録料及び指導歯科衛生士更新手数料は別に定める。

第15条 本規則に規定していない事項については、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士規則を準用する。

## 附 則

本規則は令和2年6月7日より施行する。